

浜松市公告第 4 3 5 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の地域計画を定めるので、同法第 19 条第 7 項の規定に基づき公告し、変更する地域計画の案を下記により縦覧します。なお、利害関係人は、この地域計画の案に対して意見があるときは、下記 3 により浜松市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 7 月 8 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1. 地域計画を変更する地域

富塚和合・神久呂・入野、雄踏、伊佐見、和地・花川、庄内、篠原・舞阪・新津可美・江西、河輪・五島・白脇、芳川・飯田、笠井・中ノ町、長上・積志・和田、浜名・北浜、中瀬・赤佐・亀玉、三方原、都田、細江、引佐、三ヶ日、天竜・龍山 (18 地区)

2. 浜松市地域計画の案の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

自 令和 8 年 7 月 8 日

至 令和 8 年 7 月 21 日

(2) 縦覧場所

浜松市農業振興課(浜松市中央区元城町 103 番地の 2)

浜松市農地銀行システムホームページ(<https://www.hamanougin.jp/>)

3. 意見書の提出

(1) 提出先

浜松市農業振興課(浜松市中央区元城町 103 番地の 2)

浜松市農地銀行システムホームページご意見フォーム

(2) 提出方法

浜松市農業振興課において配布する指定の意見書様式に必要事項を記入し、浜松市農業振興課へ持参するか、郵送により提出または浜松市農地銀行システムホームページご意見フォームに氏名(または名称)、住所(または所在地)、年齢(個人の場合のみ)、営農地区、営農類型、意見を記入し提出

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 21 日